

第7期愛知県障害福祉計画及び第3期愛知県障害児福祉計画のパブリック・コメント意見への県回答について

番号	関連部分	御意見の概要	県の考え方
1	第2章	<p>4ページ「2 基本的考え方」の③の標題及び文章について文言の追加を提案する。現行の文言では、手話言語の普及のみを目的とした条例と誤解している県民が多いと思われるため、条例の基本的な考え方を伝えるためには追記が必要ではないか。</p> <p>(現行) 手話言語の普及と障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図ります(手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の推進) 全ての県民が、互いに意思や感情を伝え合うとともに、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加し、心豊かに暮らすことができるよう、手話を使用することができる環境の整備や手話言語の普及のための取組を進めるとともに、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択し、利用することができる環境づくりを進めます。</p> <p>(提案) 手話言語の普及と多様な障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図ります(手話言語の普及及び多様な障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の推進) 全ての県民が、互いに意思や感情を伝え合うとともに、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加し、心豊かに暮らすことができるよう、手話を使用することができる環境の整備や手話言語の普及のための取組を進めるとともに、<u>視覚障害・聴覚障害(ろう・中途失聴・難聴)・肢体不自由・知的障害・精神障害・発達障害・高次脳機能障害・盲ろう・筋萎縮性側索硬化症(ALS)など多様な障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択し、利用することができる環境づくりを進めます。</u></p>	<p>あいち障害者福祉プラン2021-2026は、障害者のための施策全般に対する基本計画である「障害者計画」と障害福祉サービスの提供体制の確保等に係る目標や見込量等を定める「障害福祉計画(障害児福祉計画を含む)」という2つの計画を一つにまとめた計画です。</p> <p>「障害者計画」については計画期間が2026年度までとなっている一方、「障害福祉計画」については計画期間が2023年度までとなっていることから、今回は当該部分の改定を行うものです。</p> <p>御意見をいただいた箇所は、主に「障害者計画」に係る部分になります。そのため、今回は現行の記載どおりといたしますが、次期障害者計画策定の際に参考とさせていただきます。</p> <p>なお、条例の名称につきましては、多方面から御意見をうかがった上で制定したものであり、改正は慎重に検討を重ねる必要があるため、近々に改正することは予定しておりません。</p>
2	第2章	<p>5ページ「2 基本的考え方 ⑧障害のある人が安心して暮らしていける支援システムづくりを進めます」に関して、精神障害者は生涯を通して医療・福祉・行政との関わりは複雑かつ難題であるため、自立支援協議会の各部会での具体的な取組を出してほしい。</p>	<p>精神障害のある人の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、地域の行政機関、福祉サービス事業者、精神障害者家族会等で構成される地域精神保健福祉推進協議会を開催し、精神障害のある人の地域生活移行支援に係る体制整備に努めております。また、愛知県障害者自立支援協議会の専門部会においても、精神障害者の地域生活への移行について取り上げ、連携を図っております。いただいた御意見を参考に引き続き支援の充実を図ってまいります。</p>
3	第3章 第4章	<p>精神障害の手帳所持者は2005年と比較すると2023年度は約4.5倍となっているが、それを支える家族支援に関して取組を行ってほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費・福祉サービス利用時の負担軽減、啓発、手当等経済的個人給付の充実に取り組んでほしい(32ページ関係)</li> <li>・「医療計画」に関して、保健所が早期発見とセルフチェック、支援のアクセス、家族に対する支援を展開してほしい(61ページ関係)</li> <li>・精神保健・医療の適切な提供に関し、中核市は独自に救急医療体制の整備を優先してほしい(64ページ関係)</li> </ul>	<p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたり、精神障害のある人の家族にとって、必要な時に適切な支援を受けられる体制が重要とされております。そのため、市町村における協議の場の構築を推進することにより、家族が抱える課題等を踏まえた支援が提供されるよう体制整備に努めてまいります。</p>
4	第3章	<p>物価高騰によって生活が困難になっているため、県手当を増額してほしい。</p>	<p>本県独自の手当につきましては、引き続き制度を維持していきたいと考えております。</p>
5	第4章	<p>34ページ「1 2040年を展望した愛知県の障害福祉の目指すべき姿」のうち、「障害の捉え方についても、障害のある人、ない人と分けるのではなく、社会づくりに参画する一人一人の特性として捉えていくことが大切です。」の書きぶりは適切ではないのでは。障害のある人に対する差別(不当な差別的取り扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底していくことが県の役割として必須。「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって作り出されるものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるとし、県民の優生思想からの行動を変えていくことが県に求められる。</p>	<p>御意見に係る記載につきましては、社会づくりへの人々の参画に向けた考え方として、障害を一人一人の特性として把握していくことの大切さを記載したものといたします。</p> <p>なお、障害のある人の差別の解消においては、50ページに記載のとおり、「社会的障壁」によって活動が制限されたり社会への参加を制約されないように、生涯を通じた支援の体制を整えていくことが社会の大きな課題として捉えており、引き続き、障害を理由とする差別の解消の推進に努めてまいります。</p>
6	第4章	<p>35ページ「2 施策体系図」について、計画案「障害のある人が地域で、安心して、自分らしく暮らし続けられるよう、3つの視点から」とあるように、まず第一は「4 権利擁護の推進及び行政等における配慮の充実」によって地域から差別・偏見をなくすことで安心して暮らすことができるのではないか。その上で第二に「5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進」とすべき。</p>	<p>本県では、「地域共生社会の実現」をめざし、障害のある人が地域で、安心して、自分らしく暮らし続けられるよう、3つの視点から、9つの施策分野を体系化し、施策を展開しています。</p> <p>「権利擁護の推進や行政等の配慮の充実」や「自立した生活の支援や意思決定支援」を始め、それぞれの施策分野について総合的かつ計画的に進めていくことが重要である認識しており、今後とも必要な施策の推進に努めてまいります。</p>
7	第4章 第6章	<p>2022年12月現在における県内の在住外国人は286,604人で県内総人口の3.8%を占めている。外国人県民のうち、障害を持つ人も少なくないと思うが、その実態を把握するとともに、そうした県民のことも意識した上で計画を作成しているのか。また、障害福祉サービスについて在住外国人に周知されているのか。</p>	<p>第4章に記載のとおり、今後、外国語を母語とする障害のある人の増加が見込まれており、その方を支援につなげるため、各市町村又は各圏域における相談支援体制の充実・強化の取組を促進する必要があると認識しております(56ページ)。また、障害福祉サービス等の利用に向けては、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員と外国語を母語とする人の支援者等との連携が図られるよう体制整備に向けた支援に努めてまいります。</p>
8	第5章	<p>36ページ～39ページ「1 安全・安心な生活環境の整備」におけるグループホームに関する記載について、開設に関する運営体制や人員配置、具体的なサポート体制や、その後の監査体制などに関して明確にしてほしい。</p>	<p>本県では、グループホームの開設予定事業者向けの情報提供として、障害福祉課ウェブページ(現在:「グループホーム整備促進支援制度について」)に「障害者総合支援法におけるグループホームの指定申請マニュアル」及び「障害者総合支援法に係るグループホームの開設に関するQ&amp;A」を掲載する等によりグループホームの開設に関する運営体制や人員配置などの制度の周知に努めております。今後とも必要な制度の周知に努めてまいります。</p>

番号	関連部分	御意見の概要	県の考え方
9	第5章	36ページ「1 安全・安心な生活環境の整備【現状・課題】」に関連して、総合支援法の改正によりグループホームの定義も一部変更されたが、グループホームを「訓練の場」として捉えるのではなく、あくまで安心して暮らせる「暮らしの場」とし、以下の3点が必要と考える。 ①安全で、自らの生活リズムが尊重され、プライバシーが守られる私的な「空間」。 ②家族や友人など、自らが交流を望む人と過ごす「時間」。 ③社会に参加する多様な「機会」。 加えて、家族依存の状況から脱却し、親・きょうだいから独立した生活を営めるよう支援していくことが求められる。「親なき後」や「高齢になってから」の資源づくりではなく、親が元気なうちから社会的支援への実質的な転換を図ることが必要。	御意見のとおり、障害の有無にかかわらず自分らしい暮らしを行えるような環境を整備していくことが重要であると認識しております。 御意見を参考にしながら、引き続き、安心して暮らせる「暮らしの場」の整備に取り組んでまいります。
10	第5章	38ページ「1 安全・安心な生活環境の整備【施策の方向性】（2）障害のある人に配慮したまちづくりの推進」における「障害のある人が、施設を利用する際に、「身体障害者補助犬法」に基づき、補助犬の同伴が円滑に受けられるよう、補助犬の育成事業者と連携して普及啓発を図ります」に関して、入店拒否がまだまだなくならないため、日常の啓発に加え、拒否されたときの仲裁を粘り強く行ってほしい。	本県では、障害のある人が、施設を利用する際に補助犬の同伴が円滑に受け入れられるよう、県民向けに補助犬への理解促進のための啓発イベントを開催するなど、補助犬の育成事業者と連携して、普及啓発を図っております。入店拒否の事案があった場合には、補助犬の専門相談窓口と連携し、その都度適切に対応してまいります。
11	第5章	39ページ「1 安全・安心な生活環境の整備【計画期間の取組】（2）障害のある人に配慮したまちづくりの推進」における、「鉄道駅におけるホームドア等の設置に対する補助」について、乗客駅の多い駅だけでなく、全ての駅ホームに設置してほしい。	国が定めた鉄道駅ホームドアの整備目標では、「転落及び接触事故の発生状況、プラットホームをはじめとする鉄軌道駅の構造及び利用実態、地域の実情等を勘案し、優先度が高いプラットホームでの整備の加速化を目指し、地域の支援の下、令和7年度までに3,000番線を整備」し、特に、「1日当たりの平均的な利用者数が10万人以上の鉄軌道駅において、800番線を整備する」とされています。 ホームドアは全ての駅利用者の安全を守る設備として非常に有効な設備である一方、鉄道事業者において整備に多額の費用がかかるなどの課題があり、設置が思うように進まない状況にあります。 県としては、鉄道事業者に対し、ホームドアの設置を強く働きかけるとともに、国の方針に基づく支援を行うことにより、鉄道事業者の取組を促してまいります。
12	第5章	39ページ「1 安全・安心な生活環境の整備【計画期間の取組】（2）障害のある人に配慮したまちづくりの推進」における、「駅員無配置駅における安全・円滑な駅利用に向けた鉄道事業者への働きかけ」について、駅の無人化は安全が守られず円滑な利用が困難であるため、やめさせてほしい。	駅の無人化は、鉄道事業者が将来にわたる安定的な事業運営のために、その経営判断において行われるものでありますが、他方で利用者利便が損なわれないようにする必要があります。 このため、国は2022年7月に「駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関するガイドライン」を策定したところであり、本県としても同ガイドラインに基づき、障害のある方への円滑な乗降支援をはじめとした、誰もが利用しやすい駅の環境整備に取り組むよう、鉄道事業者に要請を行っております。
13	第5章	39ページ「1 安全・安心な生活環境の整備【計画期間の取組】（2）障害のある人に配慮したまちづくりの推進」における、「信号機への音響付加装置の設置」について、高度化PICSに回す予算があるのであれば、従来型の音響付加装置をつけてほしい。 特に歩行者分離式信号機には全て音響付加装置をつけてほしい。 ※高度化PICS：Bluetoothを活用し、スマートフォンに対して歩行者用信号情報を送信するとともに、スマートフォンの操作により青信号の延長を可能とするシステム	信号機に「ピヨピヨ」「カッコー」等の音響を付す視覚障害者用付加装置につきましては、駅や福祉施設、病院周辺などの必要性の高い場所から優先的に整備を推進しているところです。 また、高度化P I C Sにつきましては、鳴動しないという特性から夜間等の時間帯を問わず視覚障害のある方への支援が可能となるメリットがあり、従来の視覚障害者用付加装置を補完するものとして、視覚障害のある方の円滑な移動に供することを目的に御要望等を踏まえて整備しております。
14	第5章	39ページ「1 安全・安心な生活環境の整備【計画期間の取組】（2）障害のある人に配慮したまちづくりの推進」に関して、項目にはないが、横断歩道上の誘導装置（エスコートゾーン）を飛躍的に増やしてほしい。	御意見をいただいた内容については視覚障害のある方や関係団体からの要望等を踏まえながら、利用頻度の高い駅や役所、特別支援学校などの施設を中心に、周辺の環境に配慮しつつ整備しているところであり、今後とも、視覚障害のある方からの御要望等を踏まえ、必要性の高い場所から整備を進めてまいりたいと考えております。
15	第5章	41ページ「2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実【施策の方向性】（1）情報アクセシビリティの向上」における下記記述に関して、テレビのテロップなど、ほぼ読み上げてもらえないため是正してほしい。 ○ 障害のある人が、円滑に県政に関する情報を取得できるよう、点字や音声コード、音声版の作成、字幕付与、手話通訳者の配置など、障害の特性に応じたコミュニケーション手段により、視覚情報のユニバーサルデザインに配慮し、情報を発信していきます。また、ICTの発展を踏まえ、発信された情報を円滑に受け取ることができるよう、ICTを活用する機会の拡大を図ります。（手話言語・障害者コミュニケーション条例第11条関係）	障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した情報発信及びICTの活用機会の拡大を通じた情報アクセシビリティの向上を図ることで、情報を円滑に取得できるようにすることは大変重要であると考えております。いただいた御意見を参考とさせていただきます、引き続き情報アクセシビリティの向上に努めてまいります。
16	第5章	42ページ「2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実【施策の方向性】（2）意思疎通支援の充実」における下記記述に関して、ぜひ盲ろう者支援の充実を図ってほしい。 ○ 市町村及び関係団体と連携し、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者などの養成及び人材の定着を図るとともに、通訳業務の向上を図るため、地域・市町村間の情報共有を図っていきます。（手話言語・障害者コミュニケーション条例第10条関係）	本県では、「手話言語・障害者コミュニケーション条例」に基づき、盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修事業及び派遣事業を行っています。引き続き、市町村及び関係団体と連携し、盲ろう者支援の体制整備を図ってまいります。
17	第5章	43ページ「2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実【計画期間の取組】（2）意思疎通支援の充実」における「意思疎通支援者の養成と通訳業務の向上等」について、特に点字、音訳図書、テキストデータの提供等に力を入れてほしい。	本県では、視覚障害者情報提供施設である点字図書館を設置し、点字刊行物、視覚障害者用の録音物等を提供しています。御意見をいただいた内容については、今後の事業の参考とさせていただきます、情報アクセシビリティの向上に努めてまいります。

番号	関連部分	御意見の概要	県の考え方
18	第5章 第7章	217ページに関連し、防災時の体制について、福祉避難所のあり方を示してほしい。能登半島地震でも、障害児者の状況が見えてこないが、そのこと自体が問題だと思われるため、早期に当事者団体、支援団体、事業者を含めた検討をお願いしたい。	217ページは「県の地域生活支援事業の実施に関する事項」として、「災害時等心のケア体制整備事業」について記載しております。 御意見をいただきました、福祉避難所に関しては、48ページ「3 防災・感染症対策・防犯の推進【計画期間の取組】（1）防災対策の推進」において「福祉避難所の整備の推進」について記載しております。  なお、御意見をいただいた内容について、本県では、「市町村のための災害時用配慮者支援体制構築マニュアル」を定め、市町村が災害時に要配慮者（障害のある人や高齢者等）の支援に取り組む際の留意事項や参考事項、福祉避難所の整備等について示し、市町村における災害時の支援体制の整備の推進に取り組んでおります。 「市町村のための災害時用配慮者支援体制構築マニュアル」は、東日本大震災や令和元年台風第19号等の災害を契機に、災害対策基本法の改正や国指針を踏まえ、改訂が行われております。改訂にあたっては、障害者団体が参加する会議などにより検討を行い、要配慮者の意見をマニュアルに反映させるとともに支援に関する事項を示しております。こうしたマニュアルや国のガイドラインを活用し、引き続き体制の充実に努めてまいります。 なお、マニュアルの改訂等を踏まえ、プラン45ページの記載を以下のとおり時点修正します。 (修正後) 本県では、「市町村のための災害時用配慮者支援体制構築マニュアル」(2022年3月改訂)において、市町村が災害時に要配慮者（障害のある人や高齢者等）の支援に取り組む際に留意する事項や参考になる事項、福祉避難所の整備等を示しております。国においては、2021年5月に「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を改定しており、これらを活用し、引き続き、市町村において、災害時の支援体制が整備されるよう促してまいります。
19	第5章	令和6年能登半島地震では、福祉避難所として指定されていた施設について、地震で破損したり、職員が被災して勤務できなくなったことなどが理由で実際に開設できたのはわずかだったという状況がある。また、被災時の障害者の把握や支援に関しても様々な声があがっている。こうした実情を含めて福祉計画と防災計画を見直すことが求められる。	御意見をいただいた内容については、本県では、「市町村のための災害時用配慮者支援体制構築マニュアル」(2022年3月改訂)において、市町村が災害時に要配慮者（障害のある人や高齢者等）の支援に取り組む際に留意する事項や参考になる事項、福祉避難所の整備等を示しております。国においては、2021年5月に「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を改定しており、これらを活用し、引き続き、市町村において、災害時の支援体制が整備されるよう促してまいります。
20	第5章 第7章	災害時の支援に関して、医療的ケア児者は基本的に電気を必要とすることが多く、体温調整も苦手なため冷暖房設備のあるところへ避難したいと思う。南海トラフ地震が予想されるこの地域において、かなりの範囲でダメージを受けることを想定した時に、遠くでも構わないので医療的ケア児者を受け入れられる連携はできているか。災害時の医療的ケア児者の安否確認など、把握の体制についても不安に思う。 また、地域限定の水害などの場合、地域での避難生活になると思うが、福祉避難所が公開されていない市もある。福祉避難所において、どういう方が受入対象で、どここの福祉避難所に行くかなどを含め、福祉避難所の開設訓練が必要ではないか。福祉避難所への避難にあたり個別避難計画書の共有や、その後に普段利用している事業所や専門性の高い事業所への段階的な移行にあたり圏域間での情報共有が必要だと思う。	御意見をいただいた内容については、本県では、「市町村のための災害時用配慮者支援体制構築マニュアル」(2022年3月改訂)において、市町村が災害時に要配慮者（障害のある人や高齢者等）の支援に取り組む際に留意する事項や参考になる事項、福祉避難所の整備等を示しております。国においては、2021年5月に「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を改定しており、これらを活用し、引き続き、市町村において、災害時の支援体制が整備されるよう促してまいります。
21	第5章	51ページ「4 権利擁護の推進及び行政等における配慮の充実【現状・課題】における相談体制の整備及び障害者差別解消に向けた体制整備に関して、障害者差別や合理的配慮の不提供はまだまだ起きているため、一つ一つ確実に解決できるよう、それぞれの機関が真剣に取り組んでほしい。	本県では、「愛知県障害者差別解消推進条例」に基づき、相談体制の整備等に取り組んできたところであり、今後も引き続き必要な取組を行ってまいります。
22	第5章	52ページ「4 権利擁護の推進及び行政等における配慮の充実」における以下の記述に関し、2024年度報酬改定でグループホーム等において地域連携推進会議を設置し、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組を義務付け」としていることを踏まえたものにしてほしい。 「○ 一方、障害者虐待防止法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を踏まえ、障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止委員会の設置、従業員に対する研修の実施及び虐待の防止に関する担当者の配置等の措置が求められています。」	あいち障害者福祉プラン2021-2026は、障害者のための施策全般に対する基本計画である「障害者計画」と障害福祉サービスの提供体制の確保に係る目標や見込量等を定める「障害福祉計画（障害児福祉計画を含む）」という2つの計画を一つにまとめた計画です。 「障害者計画」については計画期間が2026年度までとなっている一方、「障害福祉計画」については計画期間が2023年度までとなっていることから、今回は当該部分の改定を行うものです。 御意見をいただいた箇所は、主に「障害者計画」に係る部分になります。そのため、今回は現行の記載どおりといたします。  なお、本県では障害福祉サービス事業所等に対して、適切な運営がなされるよう愛知県障害者虐待防止・権利擁護研修を開催しております。引き続き、障害者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な措置が講じられるよう努めるとともに、2024年度の報酬改定により追加された内容も踏まえ、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組についても適切に実施するよう事業者に対して指導してまいります。
23	第5章	53ページ及び54ページ「（2）虐待の防止、権利擁護の推進」に関して、障害者虐待事案が後を絶たないため、全力で解決してほしい。	障害者の人権の擁護、障害者虐待の未然防止等のため、市町村等の関係機関との連携強化に取り組み、適切な対応がなされるよう、引き続き、情報提供や助言等を行ってまいります。
24	第5章	障害者支援において、人としての対等性と尊厳を大切に守っていくことが重要だと思う。障害者に対する差別や偏見はこれまでもあったが、障害者差別解消法の周知徹底をお願いしたい。新聞・テレビ・SNS・地下鉄など公共の場での広告などを使って周知してほしい。	本県では、「愛知県障害者差別解消推進条例」に基づき、障害を理由とする差別の解消に関する啓発等を行ってきたところであり、今後も引き続き必要な啓発等を行ってまいります。

番号	関連部分	御意見の概要	県の考え方
25	第5章	障害者虐待防止に関して、精神的・経済的な虐待は表に出ないだけで福祉の施設でもあるのではないかと思う。親も子どもが福祉施設でお世話になっていると聞きづらい、話しづらいこともあるため、第三者委員会などで監査をして、障害者虐待防止の教育を定期的に行っていたいただきたい。	本県では、障害福祉サービス事業所等に対して、適切な運営がなされるよう愛知県障害者虐待防止・権利擁護研修を開催しております。引き続き、障害者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な措置が講じられるよう努めてまいります。
26	第5章	成年後見制度の利用促進について、制度を利用することにより、財産を親も子どもも思うように使えなくなる、継続的に高額な費用がかかるなどの課題がある。こうした課題は、制度を広げる人、担う人、使う人など全ての人に理解されていることが必要であり、その対応がされないまま制度の利用だけ促進されることがないよう対策が必要だと思ふ。	本県では、市町村等相談窓口職員や障害福祉サービス事業所等の職員向けに成年後見制度利用推進研修を開催しております。また、広く県民の方々などを対象に、成年後見制度や市民後見人について理解を深めていただくため、市民後見普及啓発セミナーを開催しております。成年後見制度に対する正しい知識や課題が理解されるよう、引き続き、普及啓発に努めてまいります。
27	第5章 第6章	地域生活支援拠点等の緊急時の受け入れ・対応が、グループホームでの対応であることが多いと思われるが対応が十分できるか疑問。県として、重度の行動障害のある人を複数人受け入れられるショートステイ室を常時確保できる拠点型整備が必要ではないか。	地域生活支援拠点等については、各市町村において地域の実情に応じて整備が行われておりますが、機動的な運営が図られる体制を確保したうえで、さらに機能の充実を図っていく必要があります。それぞれの機能が十分に発揮されているかについて各市町村において運用状況の検証・検討が行うことが重要であることから、本県においても、圏域ごとに配置した地域アドバイザーと連携し、地域生活支援拠点等の機能充実に向け、引き続き市町村への情報提供や助言等を行ってまいります（96ページ）。
28	第5章 第6章	障害者や手帳を持たない要介助者の中には、家族のケアのもと家の中で生活している人も多いと感ずる。障害者や要介助者のケアをしている家族に対する支援策の提示や調査等の取組により、双方の尊厳や生きがいが尊重される社会システムの構築を望む。	障害のある人やその家族も含め、多様なニーズを把握したうえで、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等の対応が求められております。そのため、第7期愛知県障害福祉計画においては、各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援を実施することができるよう、さらなる相談支援体制の充実・強化等を図ることとしており、本県においても、市町村が関係機関との連携強化に取り組み、様々な状況や相談内容に応じることができるよう、引き続き、体制整備の支援に努めてまいります。（56、59、117ページ）
29	第5章	69ページ「8 教育の振興」について、障害児教育については2021年2月に「あいちの教育ビジョン2025」、2024年2月に「第3期愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン 2028）」が策定され、改善されてきているとはいえ障害のあるこどもの増加にハード・ソフトが追いついていないのではないかと。 学校施設におけるバリアフリー化の状況調査結果（令和2年5月1日現在）では、校舎の車椅子使用者用トイレ設置率53.5%（全国平均65.2%）、門から建物までの段差解消率76.4%（全国平均78.5%）であり、ハード部分で追いついていないのでは。特別支援学校の教室不足や長時間通学についても解消が必要。 障害児が地域で学べるよう、小中学校のバリアフリー化、特別支援学校の整備とともに、重複障害児の教育保障、障害児の後期中等教育の保障に取り組んでほしい。	第5章「8 教育の振興」については、第3期愛知県特別支援教育推進計画に基づき、取組を推進することとしております。御意見をいただいた内容については、参考とし、推進方策の実現に努めてまいります。
30	第5章	71ページ「8 教育の振興【施策の方向性】（3）学びの場が充実するための施設・設備等の整備」及び72ページ「【計画期間の取組】（3）学びの場が充実するための施設・設備等の整備」における各種取組（③、④、⑤、⑩）について、十分な部屋や教材、十分な人数の教職員を用意することが急務と考えるため、予算を充てて取り組んでほしい。	第5章「8 教育の振興」については、第3期愛知県特別支援教育推進計画に基づき、取組を推進することとしております。御意見をいただいた内容については、参考とし、推進方策の実現に努めてまいります。
31	第5章	特別支援学校に通う医療的ケア児の送迎は、ほぼ保護者に任されているので、他のこどもたちと同じように通学保障をしてほしい。	第5章「8 教育の振興」については、第3期愛知県特別支援教育推進計画に基づき、取組を推進することとしております。御意見をいただいた内容については、参考とし、推進方策の実現に努めてまいります。
32	第5章	インクルーシブ教育に関することとして、意思表示をすることが難しいこどもに対して、時間をかけて本人の意欲を引き出すなどの専門的指導のアプローチを今の学校ができるのか。障害のあるこどもが地域で育つことは大切かもしれないが、こどもの能力を伸ばすことももっと必要なことではないか。	第5章「8 教育の振興」については、第3期愛知県特別支援教育推進計画に基づき、取組を推進することとしております。御意見をいただいた内容については、参考とし、推進方策の実現に努めてまいります。
33	第5章	東三河北部圏域（特に北設楽地域）においては、特別支援教育の環境についても特色（小中学部のある特別支援学校はなく地元の小中学校の特別支援学級の教職員が特別支援教育にあたっている現状があり、専門的経験を有していない担当教職員が対応するにあたり特別支援学級での教育活動を後方支援する仕組みの強化が必要という状況）がある地域である。そのため、そうしたことも視野に入れ、「特別支援学級担当教諭への後方支援環境の充実」について記載してほしい。	第5章「8 教育の振興」については、第3期愛知県特別支援教育推進計画に基づき、取組を推進することとしております。御意見をいただいた内容については、参考とし、推進方策の実現に努めてまいります。

番号	関連部分	御意見の概要	県の考え方
34	第5章	<p>74ページ「9 文化芸術活動・スポーツ等の振興【施策の方向性】（1）文化芸術活動の充実に向けた社会環境の整備」における「視覚障害がある人等が、文化芸術を享受する機会を十分に得られるよう、愛知県図書館と点字図書館等が連携し、読書環境の整備を図ります。同時に、視覚障害のある人等が、アクセシブルな電子書籍等を利用できるよう、ICTの習得を支援します。」について、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」としては非常に抽象的で各市町村の指針にはならないため、以下の内容を盛り込んでほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の市町村図書館、大学図書館、学校図書館、明生会館（以下「県内の市町村図書館等」）において、視覚障害者、発達障害、肢体不自由その他の障害により読書が困難な方（以下「視覚障害者等」）の障害の種別や程度に応じたアクセシブルな書籍等を充実させる取組の推進。</li> <li>・県内の市町村図書館等において、「電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン」に順じた電子書籍にアクセルするための環境整備。</li> <li>・県内の市町村図書館等において、アクセシブルな書籍の積極的な購入及び視覚障害者等への提供。</li> <li>・学校で使用する教材について、弱視の児童生徒にはPDF版拡大図書等、発達障害のある児童生徒には音声教材等、個々のニーズに合った教材やアクセス方法を選択、提供できるようにする。</li> </ul> </li> <li>◆ インターネットを利用したサービスの提供体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国会図書館の「みなサーチ」、サピエ図書館について、視覚障害者等が利用できることを、関係機関等を通し広報、利用促進。</li> <li>・県・市町村は明生会館と連携し、アクセシブルな電子書籍を利用するための端末機器等の情報、日常生活用具の申請手続き等について視覚障害者等に積極的に伝える。</li> <li>・自助具の製作やスイッチの選定・適合支援等、読書環境整備に資する取組の推進。</li> </ul> </li> <li>◆ 視覚障害者等が円滑に図書を利用できるようにするための支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の市町村等において、視覚障害者誘導用ブロックの整備、インターフォンを活用した職員による誘導システムの構築、対面読書室等の施設の整備、アクセシブルな書籍等の紹介コーナーの設置、拡大読書機器等の読書支援機器の整備、点字表示、段差の解消、ピクトグラム等を使った分かりやすい表示、インターネットを活用した広報・情報提供体制の充実等を図る取組の推進。</li> <li>・県内の市町村等におけるアクセシブルな書籍等の円滑な利用のための支援の充実。司書、教職員等を対象とした研修等において、視覚障害者に等に対する図書館サービスについて取り上げ、資質を向上。</li> <li>・県内の市町村等に視覚障害等のある職員を配置し、当事者の視点で読書環境を整備。</li> <li>・県内の市町村図書館で活動するボランティアについて、読書バリアフリーの普及・啓発を含む研修を実施し、資質を向上。</li> <li>・県内の市町村図書館等において、点訳や音訳等に携わる人材の募集や養成、活動支援等に計画的に取り組む。</li> <li>・読書環境の整備や関連施策の共有、円滑な連携のため、当事者団体、県内の市町村図書館等及び関係部局と協議を行うための組織を設置し、継続的に施策を推進。</li> </ul> </li> </ul>	<p>あいち障害者福祉プラン2021-2026は、障害者のための施策全般に対する基本計画である「障害者計画」と障害福祉サービスの提供体制の確保等に係る目標や見込量等を定める「障害福祉計画（障害児福祉計画を含む）」という2つの計画を一つにまとめた計画です。</p> <p>「障害者計画」については計画期間が2026年度までとなっている一方、「障害福祉計画」については計画期間が2023年度までとなっていることから、今回は当該部分の改定を行うものです。</p> <p>御意見をいただいた箇所は、主に「障害者計画」に関係する部分になります。そのため、今回は現行の記載どおりといたしますが、次期障害者計画策定の際に参考とさせていただきます。</p>
35	第5章	<p>75ページ「9 文化芸術活動・スポーツ等の振興【計画期間の取組】（1）文化芸術活動の充実に向けた社会環境の整備」における「視覚障害者等の読書環境の整備」について、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」としては非常に抽象的で各市町村の指針にはならないため、以下の内容を盛り込んでほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の市町村図書館等において、視覚障害者等の障害の種別や程度に応じたアクセシブルな書籍等を充実させるための取組の推進。</li> <li>・県内の市町村図書館等において、「電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン」に順じた電子書籍にアクセルするための環境整備。</li> <li>・県内の市町村図書館等において、アクセシブルな書籍の積極的な購入及び視覚障害者等への提供。</li> <li>・学校で使用する教材について、弱視の児童生徒にはPDF版拡大図書等、発達障害のある児童生徒には音声教材等、個々のニーズに合った教材やアクセス方法を選択、提供できるようにする。</li> </ul> </li> <li>◆ インターネットを利用したサービスの提供体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国会図書館の「みなサーチ」、サピエ図書館について、視覚障害者等が利用できることを、関係機関等を通し広報、利用促進。</li> <li>・県・市町村は明生会館と連携し、アクセシブルな電子書籍を利用するための端末機器等の情報、日常生活用具の申請手続き等について視覚障害者等に積極的に伝える。</li> <li>・自助具の製作やスイッチの選定・適合支援等、読書環境整備に資する取組の推進。</li> </ul> </li> <li>◆ 視覚障害者等が円滑に図書を利用できるようにするための支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の市町村等において、視覚障害者誘導用ブロックの整備、インターフォンを活用した職員による誘導システムの構築、対面読書室等の施設の整備、アクセシブルな書籍等の紹介コーナーの設置、拡大読書機器等の読書支援機器の整備、点字表示、段差の解消、ピクトグラム等を使った分かりやすい表示、インターネットを活用した広報・情報提供体制の充実等を図る取組の推進。</li> <li>・県内の市町村等におけるアクセシブルな書籍等の円滑な利用のための支援の充実。司書、教職員等を対象とした研修等において、視覚障害者に等に対する図書館サービスについて取り上げ、資質を向上。</li> <li>・県内の市町村等に視覚障害等のある職員を配置し、当事者の視点で読書環境を整備。</li> <li>・県内の市町村図書館で活動するボランティアについて、読書バリアフリーの普及・啓発を含む研修を実施し、資質を向上。</li> <li>・県内の市町村図書館等において、点訳や音訳等に携わる人材の募集や養成、活動支援等に計画的に取り組む。</li> <li>・読書環境の整備や関連施策の共有、円滑な連携のため、当事者団体、県内の市町村図書館等及び関係部局と協議を行うための組織を設置し、継続的に施策を推進。</li> </ul> </li> </ul>	<p>あいち障害者福祉プラン2021-2026は、障害者のための施策全般に対する基本計画である「障害者計画」と障害福祉サービスの提供体制の確保等に係る目標や見込量等を定める「障害福祉計画（障害児福祉計画を含む）」という2つの計画を一つにまとめた計画です。</p> <p>「障害者計画」については計画期間が2026年度までとなっている一方、「障害福祉計画」については計画期間が2023年度までとなっていることから、今回は当該部分の改定を行うものです。</p> <p>御意見をいただいた箇所は、主に「障害者計画」に関係する部分になります。そのため、今回は現行の記載どおりといたしますが、次期障害者計画策定の際に参考とさせていただきます。</p>

番号	関連部分	御意見の概要	県の考え方
36	第6章	福祉施設から一般就労への移行等に関して、精神障害者への取組として特性を理解したジョブコーチ人材による支援など、企業の理解と協力体制の働きかけについてはどのように進めるのか。	福祉施設から一般就労への移行等に関する企業等に対する働きかけ・支援については、第6章で記載しております（102ページ）。あいち障害者雇用サポートデスクを運営し、障害者の受入れから障害者の個々の特性に応じた職場配置などの職場定着に関する相談まで、障害者雇用に取り組む企業を総合的に支援することとしており、引き続き、こうした働きかけを行ってまいります。
37	第6章	105ページ「5 障害児支援の提供体制の整備等」において、「できる限り早期に障害を発見し適切に対応する」ためには、特に出生前後でわかる障害に関して、病院と保健所、保健センターの連携を強め、速やかに家族支援につなげることを明記してほしい。県の役割を明確にする上でも保健所の役割の明記が求められると考える。 109ページ「（3）目標達成に向けた施策の方向性 ア 児童発達支援センターを中心とした地域の支援体制の充実」において、「児童発達支援センター未設置の市町村に対しての働きかけの記載があるが、110ページ「（4）計画期間の取組」では「障害児等療育支援事業」の取組のように見える。県として市町村に対してどう取り組むのか明確にしてほしい。民間法人の前に”自治体立”を求めべきと考える。民間法人も社会福祉協議会、事業団、社福法人のように、人材が充実している団体に働きかけるべき。県独自の建設費助成も必要ではないか。	105ページに係る御意見が関係する箇所を以下のとおり修正します。 （修正後） 「そのためには、まず、保健所・保健センター、医療機関、障害福祉サービス事業所、学校のような各分野の関係機関が連携して、できる限り早期に障害を発見し、すみやかに必要な支援につなげるなど、適切に対応する」 109ページに係る御意見が関係する箇所を以下のとおり修正します。また、いただいた御意見を取組の参考とさせていただきます。 （修正後） 「未設置の市町村に対して、県内の状況を共有し、設置の必要性や求められる機能・役割を説明するなどの働きかけを行います。」
38	第6章	105ページ「5 障害児支援の提供体制の整備等」において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保及び新生児聴覚検査から発達支援につなげる連携体制の構築に関する記載があるが、これに加えて弱視児支援のための中核的機能を有する体制の確保及び新生児視覚検査から発達支援につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めてほしい。また、107ページ「（2）第7期障害福祉計画での目標」及び109ページ「（3）目標達成に向けた施策の方向性」にこのことを追加してほしい。	難聴児支援のための中核的機能等に関しては、国の基本的指針に基づき記載をしておりますが、視覚障害児支援については、同指針に記載がなく、今後における施策の方向性なども未確定であることから、本計画において記載をしております。なお、児童発達支援センターにおいては、地域における中核的役割を担う機関として、幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能や、発達支援の入口としての相談機能などの役割を持っております。本県においても、視覚障害や聴覚障害を含め多様な障害に応じた障害児支援が地域でなされるよう、児童発達支援センターの整備に取り組んでまいります。また、第4章「8 教育の振興（2）全ての教員を対象とした専門性の向上」として特別支援学校のセンター的機能の強化を掲げております（71ページ、72ページ）。こうした取組等を踏まえ、関係機関と連携し支援の充実に努めてまいります。
39	第6章	110ページ「5 障害児支援の提供体制の整備等（4）計画期間の取組 ウ 経済的負担の軽減」に関して、3歳未満の障害児の「利用料無償化」の検討をお願いしたい。	障害児支援における利用者負担については、国の制度を踏まえて設定されていることから、こども家庭庁を始めとした国の動向を注視してまいります。
40	第5章 第6章	医療的ケア児が18歳以上になった後、生活介護、就労、高校・大学などの場でも現況対応してもらえないことが多いため、受け入れてもらえる施設を増やしてほしい。	移行調整の協議の場において、障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、関係機関と連携・協力して調整等を行います。学校卒業後の生活の可能性を広げていけるよう、地域の医療、福祉、労働等の関係機関との連携によって、系統的なキャリア教育を推進するとともに、就労アドバイザー等を活用し、就労先のさらなる拡大と障害の特性に応じた就労等の実現に努めてまいります。なお、生活の場であるグループホーム、日中活動の場である生活介護や就労継続支援等の障害福祉サービス事業所は、社会福祉施設等施設整備費補助金の対象となっております。今後に向けては、整備目的や対象とする利用者など個々の必要性等をこれまで以上に詳細に評価し、よりニーズに沿った整備事業を採択できるよう、検討してまいります。
41	第5章 第6章	これまで知的障害のある子どもは、特別支援学校高等部や専修学校等を卒業後、一般就労や福祉就労が当たり前と考えていたが、全国的には18歳以降の学びの場として専攻科と呼ばれるものも増えてきているようである。大人になっていくことを学ぶ時間と場所、支援の手が必要であり、青年期の学びの場が必要だと考える。障害を持つ子どもが就労も学びも、自分の望む道を選択できる環境となるよう、福祉事業所への支援や、情報が多くの方に行き届くための普及啓発の取組について盛り込んでほしい。	御意見に関する取組については、72ページの「（4）卒業後の生活への円滑な移行」に記載しており、学校卒業後の生活の可能性を広げていけるよう、地域の医療、福祉、労働等の関係機関との連携によって、系統的なキャリア教育を推進するとともに、就労アドバイザー等を活用し、就労先のさらなる拡大と障害の特性に応じた就労等の実現に努めてまいります。
42	第6章	最近では障害のある当事者同士のピアカウンセリングなどもあり、相談支援も充実してきているが、保護者同士の関わりが以前より少なくなってきたと感じる。我が子に障害があるかもしれない時の不安解消は専門家の言葉では足りず、同じ立場の保護者同士で共感したり、先輩の保護者の様子を見たりして心構えを作り、乗り越えるなどのことが必要だと思う。そうした保護者に対する横のつながりの支援も考えてほしい。	地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの役割・機能として、「幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能」や「地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能」があります。こうした役割・機能を果たすことで、保護者に対する適切な支援に結びつくよう、地域の支援機関や保護者同士の交流の場の情報提供に努めてまいります。
43	第7章	ヘルパーが不足しているので、県からお金を出してヘルパーが増えるようにしてほしい。	障害福祉サービス事業所等における人材の確保及び育成については、第7章において記載しております。福祉人材の確保を図るため、福祉人材センターにおいて福祉・介護の就職総合フェアの開催や福祉の仕事希望する人への講習会の実施などに取り組んでおります。また併せて、人材の定着についても、障害福祉現場の職場環境整備及び事務負担の軽減が行われるよう、処遇改善加算の利活用やICT・ロボット導入への補助などにより支援を行っており、引き続き人材の確保・定着に取り組んでまいります。（211ページ）
44	第7章	122ページ「1 障害福祉サービス等の見込量と確保策（1）訪問系サービス ①第6期障害福祉計画までの評価」において、「各サービスの提供体制を見ると、居宅介護や重度訪問介護は多くの市町村に事業所があり、サービス提供体制が整っているのに対し、同行援護は一部の市町村で事業所の参入がなく、行動援護は多くの市町村で事業所の参入がありません。また、重度障害者等包括支援は対象者が限定されていることもあり、名古屋市の1事業者のみとなっています。」との記載があるが、同行援護、行動援護は本当に実感しており、緊急に解決してほしいと思う。	地域の特性や課題を踏まえ、必要なサービスが確保されるよう、引き続き、サービス利用実績及び基盤整備状況を把握した上で、市町村と協働して整備を進めてまいります。

番号	関連部分	御意見の概要	県の考え方
45	第7章	125ページ「1 障害福祉サービス等の見込量と確保策（1）訪問系サービス ②サービス見込量 ウ 同行援護」について、利用時間から平均化してみるとヘルパー1人あたりの仕事量は1月あたり15前後になり、これが適正な仕事量ではないかと考える。これにあてはめて考えた際に、名古屋の目標人数は950人、西三河北部の目標人数は95人に引き上げる必要があるのでは。また、尾張中部と東三河北部はヘルパーが少なく、視覚障害者は生活の質を落としているのではと考えられるので適切な調査をし、利用を促してほしい。	利用実人員については、各市町村における障害福祉サービスの見込量を基に積算しており、地域のニーズを踏まえて設定されているものであることから、記載の人数のとおりとさせていただきます（障害福祉サービス等の見込量については、パブリック・コメント実施時は、市町村からの中間報告値を用いておりましたが、計画最終案では最終報告値に置き換えております）。ヘルパー不足によりサービスが利用できない等の状況や地域差を解消するため、引き続き必要なサービス確保に努めてまいります。
46	第7章	128ページ「1 障害福祉サービス等の見込量と確保策（1）訪問系サービス ③サービス確保策」において、「居宅介護事業者等に対して、視覚障害により、移動に著しい困難を有する人の移動、外出先において必要な視覚的情報の支援等を行う同行援護への参入を働きかけます。」とあるが、ぜひ全力で結果を出してほしい。	地域の特性や課題を踏まえ、必要なサービスが確保されるよう、引き続き、サービス利用実績及び基盤整備状況を把握した上で、市町村と協働して整備を進めてまいります。
47	第7章	生活介護の事業所や利用者数について、西三河南部東圏域は近隣と比べ人口比で考えると少ないのではないかと。こういった理由があるのか。在宅で何も利用していない、もしくは療養介護があるから利用していないということなのか。	障害福祉サービス等の見込量は、国の基本指針に即して、各市町村におけるサービス見込量を基に積算しています。生活介護について、西三河南部東圏域の状況といたしまして、事業所数は人口比でみて他の圏域と同程度となっております。一方で、利用者数は他の圏域より少ない状況となっております。なお、生活介護と療養介護は対象者（※）が異なるため、療養介護の利用との相関関係は明確に回答できかねますが、西三河南部東圏域の療養介護の利用状況は他の圏域と同程度となっております。 ※生活介護：在宅や障害者支援施設に入所する障害支援区分3以上（50歳以上は2以上） 療養介護：医療機関に入院している方
48	第7章	153ページの「居宅訪問型児童発達支援」は、本来「児童発達支援センター」で取り組むべき事業と考えるため、その方向で取り組んでいただきたい。	居宅訪問型児童発達支援は、重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。 一方、児童発達支援センターは、児童発達支援を行うほか、施設の有する専門性を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる家族への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設であり、役割が異なります。 なお、御意見を参考に児童発達支援センターが中核的な役割を担っていることを明示するため、プラン110ページ（第6章）の記載を以下のとおり修正します。 （修正後） 地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターについて、地域アドバイザーと連携し、市町村における整備状況を集約し、地域アドバイザー会議や圏域会議を通じて、市町村に情報提供するとともに、未設置の市町村における地域の実情や関係機関の連携状況等を確認の上、地域の支援体制整備の検討を促します。
49	第7章	163ページの「相談支援」が報酬面等の問題から滞っていることについては、国に意見を上げてほしい。 211ページの「サービス提供に係る人材の確保及び育成」について、研修だけでは限界がある。給与条件の問題が大きいことを認識して、福祉人材の給与アップについて国に意見をあげてほしい。	国に対しては、障害福祉サービス報酬において、障害福祉職員に対する処遇改善を更に充実させるとともに、現在、福祉・介護職員処遇改善加算の対象となっていない障害福祉サービス・職種を拡大するよう要望しております。国において十分な改善が行われるよう引き続き要望してまいります。
50	第7章	医療的ケア児の世話を家庭で保護者ができない場合に、代わりにできる人がいない。ショートステイのみならず夜間の見守りなども含めて、看護師だけでなく介護士でもできることはやってほしい。	医療的ケア児は、医療的な処置が必要なが多いことから、保護者以外では医師や看護師の支援が多くなります。介護士を始めとした支援員においても、利用者や保護者に寄り添った支援を行うよう引き続き周知してまいります。
51	第7章	医療的ケア児が、学齢期に地域の学校に通えたとしても、高校以降は受入先がなく、最終的には療養介護を利用という形になってしまうため、医療的ケアが必要な人が入れるグループホームが必要だと思う。	本県では、国の社会福祉施設等施設整備補助金を活用してグループホームの整備に取り組んでおります。今後に向けては、整備目的や対象とする利用者など個々の整備の必要性等をこれまで以上に詳細に評価し、よりニーズに沿った整備事業を採択できるよう、検討してまいります。
52	第6章 第7章	地域のグループホームなどで医療的ケア者が受け入れてもらえない現状があり、多くの方が療養介護を選択しているが、そこのサービスは在宅で通っていた際の生活介護に比べ質が低いと思う。児童の場合は院内学級に通うこともできるが、障害者についても療養介護における日中生活の充実を図ってほしい。	基準省令において、各事業所はサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないとされていることから、実地指導や集団指導等の機会を通じて第三者評価の積極的な受審を促すことで、サービスの質の向上とそれによる障害者の生活の充実を図って参ります。（212ページ）
53	第7章	昨今、グループホームにおける食材料費の過大徴収の問題となっているため、事業所の監査・指導のあり方を改善してほしい。	国の定める指定基準において、食材料費の徴収について定められているところであり、県ホームページにおいても公表しておりますが、今後は集団指導等の機会を通じて各事業所への周知を図ってまいります。 また、事業所に対する実地指導・監査においても、運営基準が遵守されるよう適切な指導を行ってまいります。
54	第7章	精神障害に関するピアサポートに関し、相談者に寄り添う具体的な展開ができるようにするほか、ピアとともに地域定着支援を考える部会が必要であると思うので設置してほしい。	精神障害者地域移行・地域定着推進協議会において、当事者委員にも参画をさせていただいており、当事者意見も踏まえ施策を検討しているところです。今後も引き続き当事者委員の参画について努めてまいります。
55	第7章	219ページ「4 県の地域生活支援事業の実施に関する事項（4）人材育成等その他の事業 カ 視覚障害者情報提供施設運営事業」について、明生会館の機能拡充を図り、視覚障害のある人が円滑に情報を取得・利用できるよう、情報のバリアフリー化を進めてほしい。	御意見いただいた内容については、今後の事業の参考とさせていただきます。今後も、視覚障害のある方が円滑に情報を取得・利用できる体制整備に努めてまいります。
56	第7章	219ページ「4 県の地域生活支援事業の実施に関する事項（4）人材育成等その他の事業 キ 盲人ホーム事業」について、さらに多くの視覚障害者を訓練し、機能の充実を図ってほしい。	御意見いただいた内容については、今後の事業の参考とさせていただきます。今後も、視覚障害のある方の社会参加を促進してまいります。